



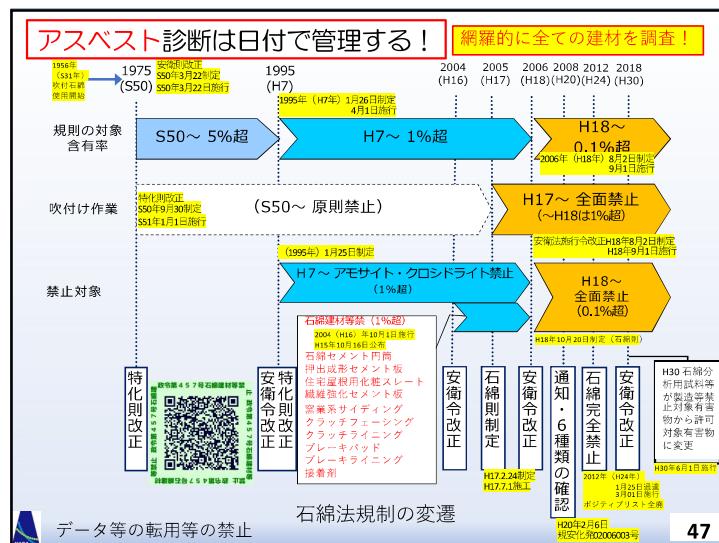
石綿無含有と考られる場合

裏面確認で不燃番号が新番号(NM.QM)表記の場合も調査の対象外と判断できる。(2002年5月以降)

表1のデータを商品名まで確認する。これが判断基準資料となる。

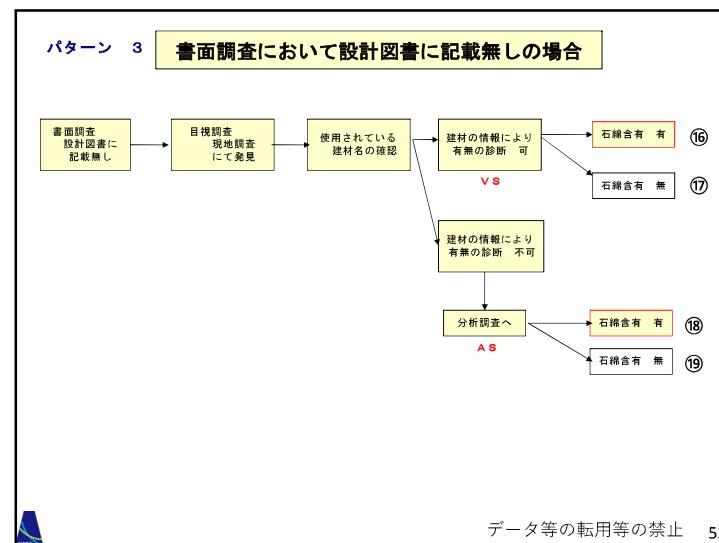
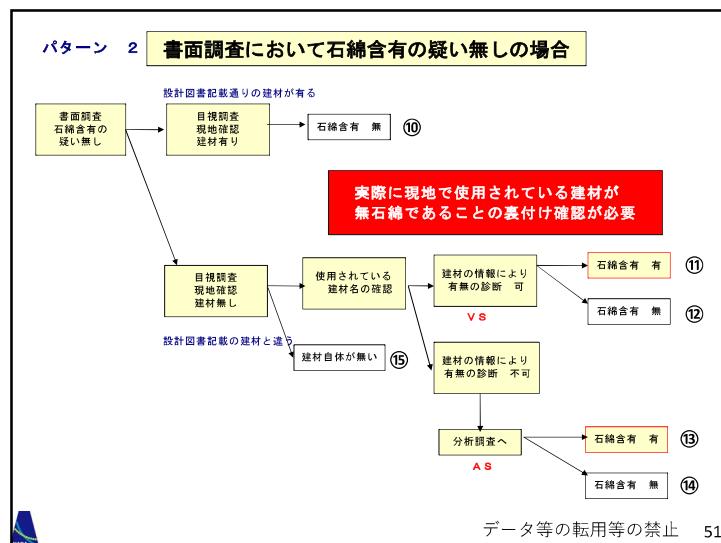
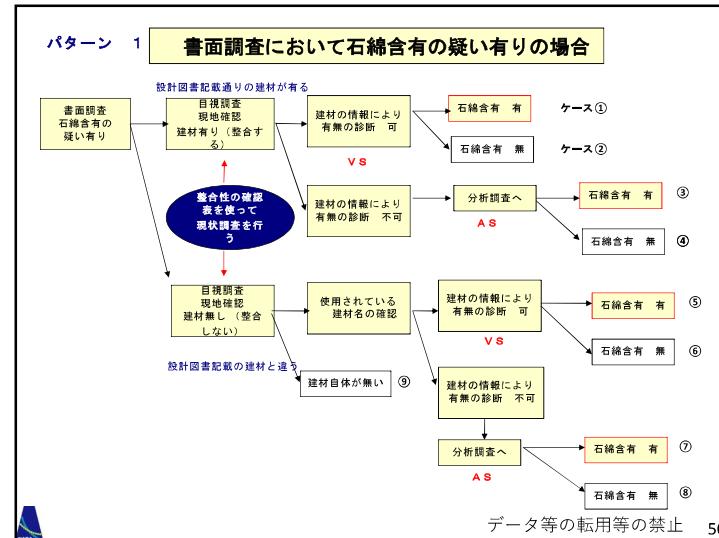
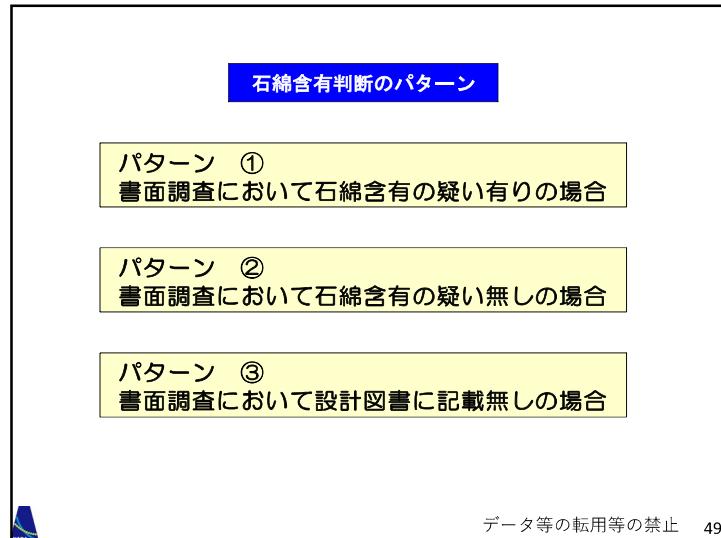
登録料金	地図	課税税率(一般)	税率	製造期間のメジャー	製造期間	販売率	種類	不燃材料登録	日付
①00m厚さ不燃石綿板セメントボード 〔(H16) 1/20(水)～1979〕	△被覆有り(ニコロード)	西野石綿(株)	1977～1979	1. 白石綿 不燃率 No.2000	未登録				
2019 ②00m厚さ不燃石綿板セメントボード 〔(H16) 1/20(水)～1984〕	△被覆有り(ニコロード)	西野石綿(株)	1977～1984	1. 白石綿 不燃率 No.2019	未登録				
2014 ③00m厚さ不燃石綿板セメントボード 〔(H16) 1/20(水)～1984〕	△被覆有り(ニコロード)	西野石綿(株)	1977～1984	1. 白石綿 不燃率 No.2014	未登録				
2010 ④00m厚さ不燃石綿板セメントボード 〔(H16) 1/20(水)～1984〕	△被覆有り(ニコロード)	西野石綿(株)	1977～1984	1. 白石綿 不燃率 No.2010	未登録				
1012 タイガーリングイギヤー板(1枚) マガジンドローリングセードル マガジンドローリングセードル タイガーリングイギヤー板(1枚) 二段式セメントボード(1枚) タイガーリングイギヤー板(1枚) スリットセメントボード(1枚) アスベストフローリングセードル アスベストセメントボード アスベストセメントセードル ルミナベースセードル ルミナベースセードル 上記①～④の製品は、「建築業のための防火構造材料規制」より	△被覆有り(ニコロード)	西野石綿(株)	-	-	-	不燃 10.12	未登録		
1013 ⑤00m厚さセメント石綿板 △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード)	△被覆有り(ニコロード)	西野石綿(株)	1977～1979	1.0. 白石綿 不燃率 No.1013	未登録				
1014 ⑥00m厚さセメント石綿板 △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード)	△被覆有り(ニコロード)	西野石綿(株)	-	-	-	不燃 10.14	未登録		
1004 ⑦00m厚さセメント石綿板 △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード) △被覆有り(ニコロード)	△被覆有り(ニコロード)	西野石綿(株)	1977～1980	1.0. 白石綿 不燃率 No.1004	未登録				
2008 ⑧15mm厚ガラス繊維断熱材用セメント板 〔(H16) 1/20(水)～1986〕	△被覆有り(ニコロード)	西野石綿(株)	1977～1986	未登録	No.2008	未登録			
1425 ⑨2mm厚化粧板 △被覆有り(ニコロード)	△被覆有り(ニコロード)	西野石綿(株)	1977～1981	1.0. 白石綿 不燃率 No.1425	未登録	未登録			

データ等の転用等の禁止 46



- ①**1975(昭和50)年、特定化学物質等障害予防規則(特化則)の改正で5%を超える吹付け石綿作業が原則禁止。**
- ②**1995(平成7)年、石綿1%を超える吹付け作業が原則禁止と強化され、労働安全衛生法施行令(安衛令)の改正で青石綿・茶石綿の製造などの禁止が行われた。**
- ③**2004(平成16)年、重量比1%を超える石綿製品の製造・使用等が禁止。**
- ④**2005(平成17)年には新たに石綿障害予防規則が制定され、吹付け作業が全面禁止となった。**
- ⑤**2006(平成18)年には重量比が0.1%を超えると強化された。(但し、代替品が確立していない特定分野の部材を除く。)**
- ⑥**2012(平成24)年、石綿製品の全面禁止。**(代替技術が確立し、石綿は完全に製造禁止となった。)

48



同一と考えられる建材の範囲の判断



53

書面調査及び現地調査 同一と考えられる材料範囲の特定

【平成30年4月20日基安化発0420第1号の概要】

(代表性の適切な判断)

○同種類の製品等であっても、ある材料の石綿含有の有無を、それと異なる材料の石綿含有の有無の判断に転用してはならない

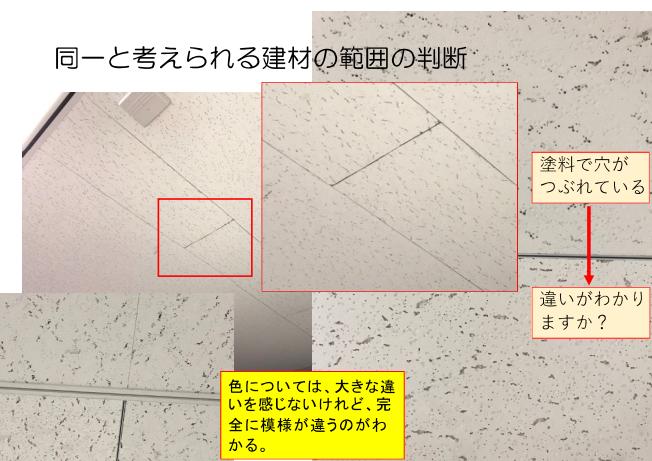
(例) 同一のフロア内・部屋内であっても、①補修・増改築がなされている場合、②建材等の吹付けの色が一部異なるなど複数回の吹付けや複数業者による施工が疑われる場合 ⇒ それぞれの範囲ごとに別の材料として判断

(例) 表面仕上げが一色でも同ロットの成形板とは限らない。例えば天井板であれば点検口から裏面確認を行う。

【関連箇所】解体マニュアルp.16~17の18~19

54

同一と考えられる建材の範囲の判断



塗料で穴がつぶれている

違いがわかりますか？

色については、大きな違いを感じないけれど、完全に模様が違うのがわかる。

55

同一と考えられる建材の範囲の判断



天井の仕上げは塗装仕上げで見分けがつかないが、裏面を見れば全く違う建材

2014/09/14 11:04

2011/09/14 11:01

56

試料採取と採取箇所等の考え方

一般に分析は、分析対象の代表性と変動性(均一性)を考慮したものとすべきであり、建材の石綿分析においては、具体的には、
①目視調査において同一と考えられる範囲を適切に判断し、
②試料採取において建材にムラがあることを考慮し、同一建材ごとに3箇所から採取しなければならない。

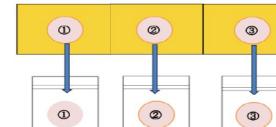
例えば、①の例として、吹付け材であれば、色違いの部分や複数回吹きつけがなされた場合は、それぞれの施工部位を別の建材と判断し、それぞれの施工部位で3箇所以上採取する必要がある。

採取した試料の扱いについては、1検体ごとに3箇所から採取した3個それを別の密閉容器(チャック付きポリ袋)に入れ、3個のサンプルを一緒ににして1試料とする。(図I-5-1)

57

分析対象の同一と考えられる建材の範囲を特定する。

分析対象建材の面積が均分になるように3分割し、各分割面からそれぞれ試料を採取する。



密閉容器に入れた各試料を一緒にしてチャック付きポリ袋に入る。

表-I-2の試料採取履歴を添えて分析機関に送付する。
(出所) 平成24年度 石綿含有建材の石綿含有率測定に係る講習会テキスト(一部改変)
図I-5-1 試料採取の流れ

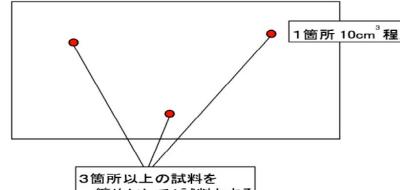
58

吹付け材の試料採取

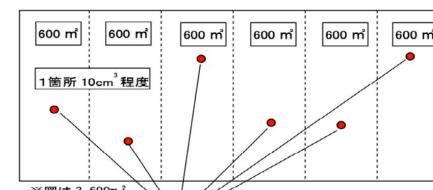
吹付け材の場合であれば、試料採取は該当する吹付け面積を3等分し、各区分から1個ずつサンプルを採取することになるが、その具体例を以下に示す。

- (1) 平屋建ての建築物で施工範囲(床面積を想定)が $3,000\text{m}^2$ 未満の場合、試料は原則として、該当吹付け材施工部位の3箇所以上、1箇所あたり 10cm^3 程度の試料を採取し、それぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉したうえで、それらの試料をひとまとめにして大きめの密閉式試料ホルダーに収納する。(図I-5-2)
- (2) 平屋建ての建築物で施工範囲(床面積を想定)が $3,000\text{m}^2$ 以上の場合、 600m^2 ごとに1箇所あたり 10cm^3 程度の試料を採取し、それぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉したうえで、それらの試料をひとまとめにして大きめの密閉式試料ホルダーに収納する。(3,000 m^2 以上の場合は2業者で施工することがある。)(図I-5-3)
- (3) 建築物であって、施工等の記録より、耐火被覆の区画に關し耐火被覆の業者(吹付け業者)が明確な場合、業者ごとの区画を一つの施工範囲とし、その範囲ごとに3箇所以上、1箇所あたり 10cm^3 程度の試料を採取し、それぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉したうえ、それらの試料をひとまとめにして大きめの密閉式試料ホルダーに収納する。(図I-5-4)
- (4) 建築物であって、耐火被覆の区画に關し記録がなくかつ耐火被覆の業者(吹付け業者)が不明確な場合、各階を施工範囲とし、その範囲ごとに3箇所以上、1箇所あたり 10cm^3 程度の試料を採取し、それぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉したうえ、それらの試料をひとまとめにして大きめの密閉式試料ホルダーに収納する。(図I-5-5)

59

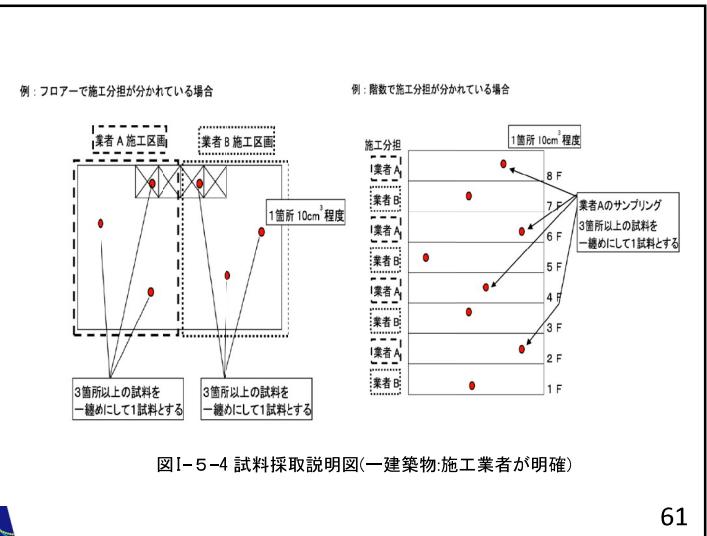


図I-5-2 試料採取説明図(平屋建ての建築物:床面積 3,000m²未満)

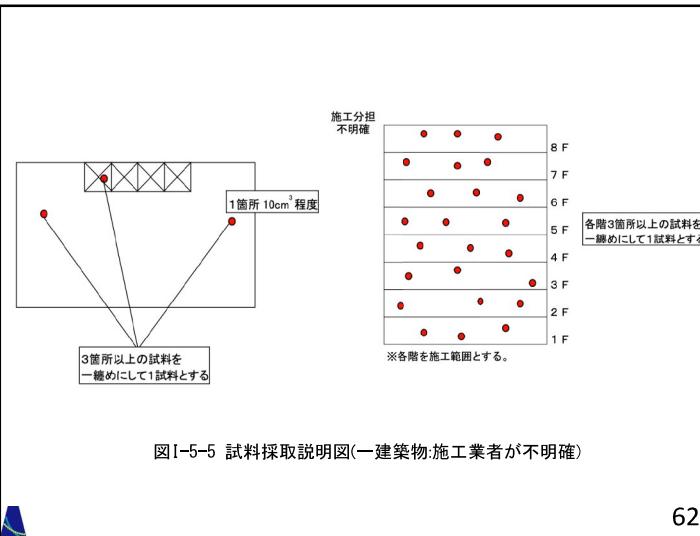


図I-5-3 試料採取説明図(平屋建ての建築物:床面積 3,000m²以上)

60



61



62

⑥ 分析試料一覧表 (分析依頼表)
旧老人福祉センター・石綿事前調査業務委託 分析試料一覧表

試料番号	採取場所(部位)			採取材料名	採取機器名	施工年月	試料採取日 採取機器名 試料採取料	試料採取日 採取機器名 試料採取料
	部位①	部位②	部位③					
AS-1	4 : 室内床	15 : 既存床 部材	38 : 既存床 部材	既存床	尺尺ビニール	H13.11.30	2019/7/28 建物大合 KADAM0042	2019/7/28 小屋根二 KADAM0250
AS-2	7 : 事務室 床	7 : 事務室 剛築	23 : 和室C 床	和室C 床	尺尺ビニール	H13.11.30	2019/7/28 建物大合 KADAM0042	2019/7/28 小屋根二 KADAM0250
AS-3	35 : 調理室 剛築	35 : 調理室 剛築	35 : 調理室 剛築	調理室 剛築	尺尺ビニール	H1.7.31	2019/7/28 建物大合 KADAM0042	2019/7/28 小屋根二 KADAM0250
AS-4	6 : 事務室 中木	19 : 既存床(女) 中木	39 : 既存床(女) 中木	ソフ中木	既存床	H1.7.31	2019/7/28 建物大合 KADAM0042	2019/7/28 小屋根二 KADAM0250
AS-5	3 : ロフト 天井	5 : ロフト 天井	6 : 事務室 天井	事務室天井	尺尺ビニール	H1.7.31	2019/7/28 建物大合 KADAM0042	2019/7/28 小屋根二 KADAM0250
AS-6	35 : 調理室 剛築	35 : 調理室 剛築	35 : 調理室 剛築	調理室 剛築	尺尺ビニール	H1.7.31	2019/7/28 建物大合 KADAM0042	2019/7/28 小屋根二 KADAM0250
AS-7	42 : 機械室 配管3.4.1①	42 : 機械室 配管3.4.1①	42 : 機械室 配管3.4.1①	水綿保湿材	既存床	S20.8.6	2019/7/28 建物大合 KADAM0042	2019/7/28 小屋根二 KADAM0250
AS-8	42 : 機械室 配管3.4.2②	42 : 機械室 配管3.4.2②	42 : 機械室 配管3.4.2②	水綿保湿材	既存床	S20.8.6	2019/7/28 建物大合 KADAM0042	2019/7/28 小屋根二 KADAM0250
AS-9	44 : 北側外壁	47 : 東側テクス、外壁 外壁	48 : 南側外壁 外壁	外壁テクス付	既存床	S20.8.6	2019/7/28 建物大合 KADAM0042	2019/7/28 小屋根二 KADAM0250
AS-10	44 : 北側外壁 軒先部	44 : 北側外壁 軒先部	48 : 南側外壁 軒先部	シルバーフィル	既存床	S20.8.6	2019/7/28 建物大合 KADAM0042	2019/7/28 小屋根二 KADAM0250
AS-11	46 : 調理室 剛築	46 : 調理室 剛築	46 : 調理室 剛築	スラブ吹付け	既存床	H1.7.31	2019/7/28 建物大合 KADAM0042	2019/7/28 小屋根二 KADAM0250
AS-12	53 : 事務室 外壁 剛築	53 : 事務室 外壁 剛築	53 : 事務室 外壁 剛築	外壁 ドア枠	既存床	H13.11.30	2019/7/28 建物大合 KADAM0042	2019/7/28 小屋根二 KADAM0250
AS-13	54 : 屋上・傾斜 防水屋根	54 : 屋上・傾斜 防水屋根	54 : 屋上・傾斜 防水屋根	FIP防水材	既存床	S20.8.6	2019/7/28 建物大合 KADAM0042	2019/7/28 小屋根二 KADAM0250
AS-14	54 : 屋上・傾斜 屋根	54 : 屋上・傾斜 屋根	54 : 屋上・傾斜 屋根	スカイモルタル	既存床	S20.8.6	2019/7/28 建物大合 KADAM0042	2019/7/28 小屋根二 KADAM0250

図6 分析調査依頼

63

分析調査依頼 アスベスト分析マニュアル第2版参照

石綿剝離においては分析調査を行う者についても要件が定められている。分析調査を行うことができる者について以下に示す。なお分析対象となる建材の採取については、採取箇所の判断を適切に行う観点から、現地における目視調査とあわせて調査者等が行うことが望ましい。

分析調査を行う者

所定の学科講習及び分析の実施方法に関する厚生労働大臣の定める所定の実技講習を受講し、修了検査に合格した者又は同等以上の知識及び技能を有すると認められる者上記の者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は以下の者である。

- 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事務」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- 一般社団法人日本環境測定分析協議会が実施する「アスベスト漏光顕微鏡実技研修(建材定性分析キラバードコース)」の修了者
- 一般社団法人日本環境測定分析協議会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
- 一般社団法人日本環境測定分析協議会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- 一般社団法人日本織維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

事前調査の義務を負う元請業者及び事業者は、令和5(2023)年10月以前に実施する事前調査においても、可能な限りこれらの者に書面調査、現地での目視調査及び分析調査を依頼することが望ましい。

図6 分析調査依頼

64

特記事項に何を書き入れるのか？

⑧調査結果の概要

特記事項では、調査の範囲(調査不能であった箇所、改修の場合は調査対象外の箇所)等を記入する。その際の留意事項は以下のとおりである。
 a 今回調査できなかった箇所となぜ調査できなかったかを詳しく記載。
 b 含有建材、無含有建材の判断根拠は詳細報告書に記載するが、含有建材と「みなす」理由は調査依頼者に尋ねられる場合が多く、簡潔に書くことが必要である。

c 無含有建材の説明は、石綿含有の可能性のある建材について、石綿なしと判断した場合は、その同一と考えられる建材範囲ごとに、判断根拠が明確となるよう記録を作成する。

d 分析代表試料と同一範囲と判断したものについては、詳細報告書に記載する。

e 調査者からの今後の解体・改修時のためのアドバイス。解体においての事前調査は網羅的に全ての部屋・部位を調査するが、調査から解体までの時間が半年を超えるようであれば、吹付け石綿等のレベル1建材について劣化状況を確認し、特記事項に記載しておくことが望ましい。

※工作物について（対象物以外は、メーカー名及び型番の報告）

※含有の根拠については、詳細報告書に限定する

※分析結果については、詳細報告書に限定する

69

実践!! 詳細調査報告書（事前調査詳細表）にて報告！

対象物件		調査の種類	
各室の調査結果	書面調査	目視調査	診断
1. 1 間接ドアの床 2. 1 間接ドアの壁 3. 1 間接ドアの天井 4. 1 間接ドアのふところ	<input checked="" type="checkbox"/> 有する <input type="checkbox"/> 疑似有する <input type="checkbox"/> 有しない	<input checked="" type="checkbox"/> 有する <input type="checkbox"/> 疑似有する <input type="checkbox"/> 有しない	<input checked="" type="checkbox"/> 有する <input type="checkbox"/> 疑似有する <input type="checkbox"/> 有しない
5. 1 間接ドアの床 6. 1 間接ドアの壁 7. 1 間接ドアの天井 8. 1 間接ドアのふところ	<input checked="" type="checkbox"/> 有する <input type="checkbox"/> 疑似有する <input type="checkbox"/> 有しない	<input checked="" type="checkbox"/> 有する <input type="checkbox"/> 疑似有する <input type="checkbox"/> 有しない	<input checked="" type="checkbox"/> 有する <input type="checkbox"/> 疑似有する <input type="checkbox"/> 有しない
9. 1 間接ドアの床 10. 1 間接ドアの壁 11. 1 間接ドアの天井 12. 1 間接ドアのふところ	<input checked="" type="checkbox"/> 有する <input type="checkbox"/> 疑似有する <input type="checkbox"/> 有しない	<input checked="" type="checkbox"/> 有する <input type="checkbox"/> 疑似有する <input type="checkbox"/> 有しない	<input checked="" type="checkbox"/> 有する <input type="checkbox"/> 疑似有する <input type="checkbox"/> 有しない
検線内が一部屋の調査報告結果になっている。			
事前調査詳細表： - 整合性の確認表を用いて、図面と実際の整合性を確認した結果 - 現在使用されている建材の石綿含有の有無の最終診断結果 を取りまとめた総括表			

調査詳細報告書（建材の石綿含有の有無はこの表で報告）

70

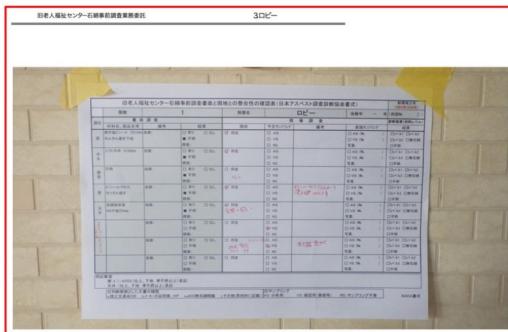
70

調査状況写真帳

調査状況写真帳 ①整合性の確認表を用いた部屋ごとの写真帳
 ②裏面確認の写真帳

(1) 部屋ごとの写真帳（次の2ページ）

- ・調査する部屋に張った「整合性の確認表の写真」（1ページ）
- ・床、巾木、腰壁、カベ、天井、ふところの6枚の写真（1ページ）



71

調査状況写真帳

旧老人福祉センター石綿事前調査業務委託

3ロビー



床確認



巾木確認



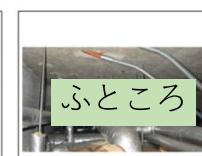
腰壁確認



壁確認



天井確認



ふところ確認

72

調査状況写真帳

建材ごとの写真帳

裏面確認を行う場所ごとに写真をまとめる。

<廊下の壁紙と天井材の確認を行った記録（判断根拠）の例>



73

調査状況写真帳

(2) 建材ごとの写真帳



天井板の上にあるグラスウール断熱材（石綿不含有）

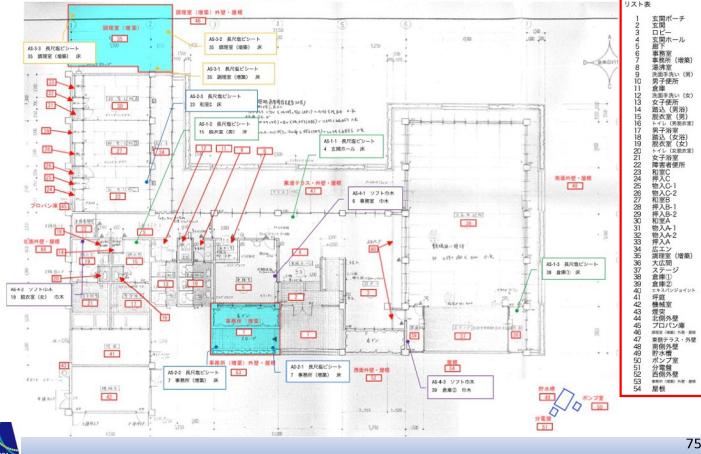
グラスウール断熱材をめくると石こうボードの準不燃番号から石綿不含有であることを確認

天井内スラブ下に木毛板が打ち込まれていた（石綿不含有）

74

実践!! サンプリング位置図の作成！

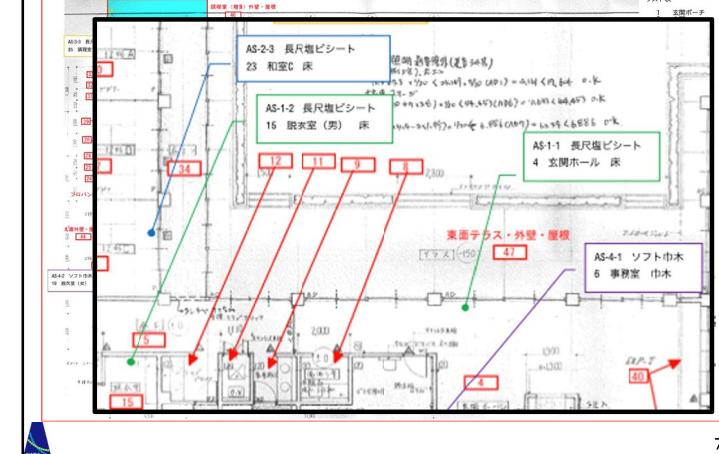
旧老人福祉センター 分析試料サンプリング位置図（長尺塙ビシート、ソフト巾木）



75

分析試料サンプリング位置図

旧老人福祉センター 分析試料サンプリング位置図（長尺塙ビシート、ソフト巾木）



76

分析試料サンプリング位置図

分析試料の採取場所、試料No.、箇所からの採取状況が分かるように平面図に記載する。

書面調査で分析しなければならない建材を洗い出し、目視調査で分析対象建材を確定することになる。

施設規模、敷地内棟数によって、試料採取数は大きく変わるが10検体を超えることは珍しくない。

発注者にわかりやすい様に位置図作りを進めていくことが必要である。同一と考えられる建材の範囲ごとに、原則として3箇所以上から試料を採取すること。
（変動性・均一性の適切な考慮）

例えば採取No.1-1、長尺塩ビシート、室番号4玄関ホール、部位は床。採取No.1-2、長尺塩ビシート、室番号15脱衣室男子、部位は床。採取No.1-3、長尺塩ビシート、室番号38倉庫①、部位は床。などの様に適宜色分けをして採取位置を明記する。

同一と考えられる建材の範囲は、1室になることもあれば、1フロアにあること、複数階にまたがることもある。

77

⑤ 試料採取（サンプリング）状況写真



- 1か所あたり3枚の写真
- ①採取前湿潤剤散布状況
- ②試料採取状況
- ③採取後の固化材散布状況
- サンプルは3箇所から採取
- サンプルの写真
- * 1サンプルにつき10枚の写真となる

78

実践!! アスベスト分析マニュアルの結果報告書を活用！

報告書 No. 01		報告書 (別紙) 平成 年 月 日	
石綿障害予防規則 第3条第2項に基づく 事務調査における石綿分析結果報告書 (既明書) (定性分析方法2種別による分析結果報告書) (既明書) 施			
真正より委託を受けた石綿分析の結果は、丁寧に記載したとおりであることを証明します。 ただし、本分析の結果は、入手した試料に範囲を定めて記させていただきます。			
調査結果の内容は、 1. 分析を実施した石綿分析機関等 2. 分析を実施した年月日 3. 委託名簿			
4. 分析結果概要 評価基準: 年月日 年月日 の名前及び住所 の工具及び測定器 その他の分析結果 石綿含有率の範囲(例) 延べの 面積、高さ、質地 採取部位の名前、長さ、幅 R01 No. R02 名前 採取部位 採取部位 部材名前 ページ No.			
5. 分析結果 評価基準: 年月日 年月日 の名前及び住所 の工具及び測定器 石綿含有率の範囲(例) 延べの 面積、高さ、質地 採取部位の名前、長さ、幅 ページ No.			

79

マニュアル93頁

記録にはいすれの方法で判断したか、その判断根拠として使用した書類を含めて記録する。石綿含有の可能性のある建材について、石綿なしと判断した場合は、その同一と考えられる建材範囲ごとに、判断根拠が明確となるよう記録を作成する。

判断根拠として使用した書類は、石綿(アスベスト)含有建材データベースのプリントアウト、メーカーの石綿無含有証明資料、分析結果の報告書、過去に実施した調査結果、ガスケット等の交換記録などを添付し、石綿含有の有無の判断が適確に実施されたことが説明・検証できるようにしておく。

調査結果は、作業者へ石綿含有建材の使用箇所を的確に伝えられる形式で記録する。なお平面図で表現しづらいものは書面調査で入手した断面図や詳細図等を用いたり、建材の種類別に色分けしたり、石綿無含有の範囲についても表示するなど、使用箇所が一層分かりやすく示すことが望ましい。

80

添付資料（判断根拠）

<https://www.gypsumboard-a.or.jp/pdf/asbestos.pdf> 2022年7月26日

石綿（アスベスト）含有建材データベース

検索結果商品名一覧

石膏ボード製品におけるアスベストの含有について

一般社団法人 石膏ボード工業会

1. 現在、製造している石膏ボード製品には、アスベストは使用されておりません。

2. アスベストを含有していた製品の種類、時期、量

1) 建築用一般の特種板（石膏の特種板）にアスベストが使用されていたものが
あることは、1980年頃から1990年頃（昭和55年～65年）までに製造されたもの
のあります。この期間に製造された石膏ボード製品の「約8割と推定」でアスベ
ストが、上記対象製品は一般住宅ではほとんど使われておらずです。

2) 下記製品に使用されたアスベストは既石綿で、その含有量は以下の通りです。
・①～②の製品に約重1%、③～⑦の製品に約5重量%
・⑧～⑩の製品に約4.5重量%、⑪～⑫の製品に約5重量%

品名	防火材料認定番号
① 9mm厚 着火不燃石膏複合ボード	第2006号、第2019号
② 9mm厚 フィルム石膏複合ボード	第2014号、第2010号
③ 7mm厚 アスベスト石膏複合板	第1012号
④ 9mm厚 アスベスト石膏複合板	第1013号
⑤ 9mm厚 クラックル石膏複合板	第1014号
⑥ 9mm厚 着火不燃石膏複合板	第1004号
⑦ 7mm厚 アスベスト石膏複合板	第2008号
⑧ 15mm厚 クラックル石膏複合板	第1452号
⑨ 12mm厚 着火不燃石膏複合板	（略）第1452号
新2014号、第2019号及び第1004号につきましてはアスベスト使用停止後も 同じ防火材料認定番号だった期間がりますので製造時期の特定が必要です。	

81

調査者の知識向上の必要性

82

石綿含有建材調査者講習の内容

厚生労働省、環境省、国土交通省併せて三省が示しているカリキュラム

建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 一時間
労働安全衛生その他の関係法令、建築物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る建築物石綿含有建材調査の基礎知識に関する事項

建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2 一時間
大気汚染防止法、建築基準法その他の関係法令、リスク・コミュニケーションその他の建築物石綿含有建材調査全般にわたる基礎知識に関する事項

石綿含有建材の建築面調査 四時間
建築一般、建物の設備と防火材料、石綿含有建材、建築面調査その他の建築物石綿含有建材調査を行う際に必要な情報収集に関する事項

現場調査の実際と留意点 四時間
調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、建材中の石綿分析その他の現地調査に関する事項

建築物石綿含有建材調査報告書の作成 一時間
調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の建築物石綿含有建材調査報告書に関する事項

より適正な事前調査を実施するため、更なる知識の向上が必要

知識向上に必要な事

①～1 石綿含有建材の種類と名称を出来る限り書面（仕上げ表、特記仕様書）・目視（裏面情報・破断面からの情報）にて確認できるようになる事

①～2 網羅的調査手法(全ての部屋の全ての建材)を熟知し、活用できるようになる事

①～3 事前調査結果は記録し、報告する事が必要である。記録・報告するとは、報告書の作成にある。その為には書式(フォーマット)を創る事、手に入れる事が必要である。

② 実務経験（シミュレーション、ロールプレイングでは無い事）が必要である。

③ 更なる知識向上のための研修が繰り返し必要である。

登録団体などが実施している有資格者向け研修等をご活用ください。



